**● 指定後の届出事項**

生活保護法指定施術機関・助産機関となった後は、下記の「届出事項一覧」の事由が生じた場合は、事由が発生した日から１０日以内に、指定申請と同様、越谷市役所生活福祉課へ届出をしてください。各種用紙は、越谷市公式ホームページからダウンロードが可能です。（<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>）⇒「ページ番号検索」に“８４３９”を入力して検索）

なお、届出については、生活福祉課への来所または郵送、および電子申請（<https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70085>）で受付をしています。

**【 届出事項一覧（助産師も同様）】**

|  |  |
| --- | --- |
| 届　出　を　要　す　る　場　合 | 届出の書類 |
| 1. 施術者が改姓等により氏名を変更したとき   　 施術者が転居により住所を変更したとき（施術所を開設していない施術者に限る）  　 施術者の住所地の地名(番地)が地番整理により変更されたとき | 変更届出書 |
| ②　施術所の名称又は所在地を変更したとき  　（勤務先施術所の変更、退職し個人で訪問を行う場合を含む。） |
| ③　施術者が業務を休止したとき | 休止届出書 |
| ④　休止していた業務を再開したとき | 再開届出書 |
| ⑤　施術者が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき  ⑥　施術者が業務を中止したとき | 廃止届出書 |
| ⑦　勤務施術者が転居により、指定する者(知事・市長)が変更となったとき  (知事[さいたま市・川越市・越谷市・川口市以外]⇔市長[さいたま市⇔川越市⇔越谷市⇔川口市])  施術所開設者の場合、施術所の所在地の変更に伴い指定する者（知事・市長）が変更になったとき　※新しく開設する所在地で新規の申請が必要になります。 | 廃止届出書  (転居先は新規) |
| ⑧　生活保護法施行規則第14条第３項に規定する処分を受けたとき | 処分届出書 |
| ⑨　生活保護法による指定を辞退しようとするとき  （この場合３０日以上の予告期間が必要） | 辞退届出書 |

【問合わせ先】〒343-8501　越谷市越ヶ谷4-2-1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　越谷市役所　生活福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　048-963-9162